



う。前項の「利子等」とは、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ当該各号に定めるものをい

一 預金	当該預金の利子
二 貯金	当該貯金の利子
三 定期積金	当該定期積金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。）
四 銀行法第二条第四項に規定する掛け金	当該掛け金に係る契約に基づく給付補填金（所得税法第七百七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう。）
五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託（貸	う。）

**第五条** (延滞金等) 金融機関は、休眠預金等移管金をその納期限までに納付しない場合には、預金保険機構に対し、未納の休眠預金等移管金の額にその納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

金融機関は、最終異動日等から十年六月を経過する日までに第三条第一項の規定による公告をしなかつた休眠預金等に係る休眠預金等移管金がある場合には、預金保険機構に対し、当該休眠預金等移管金の額に当該最終異動日等から十年六月を経過する日の翌日からその公告の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の過怠金を納付しなければならない。

**第七条** 休眠預金等に係る債権について第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の全額の納付があつたときは、その納付の日において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権は、消滅する。  
2 前項の規定により休眠預金等に係る債権が消滅した場合において、当該休眠預金等に係る預金者等であつた者は、預金保険機構に対して主務省令で定めるところによりその旨を申し出たときは、預金保険機構に対し、当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令で定める利子に相当する金額（第四条第二項に規定する利子等の生じない休眠預金等については零とする。）を加えた額の金銭（以下「休眠預金等代替金」という。）の支払を請求することができる。

条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費の額を合算した額を控除した金額のうち、第二十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた事業計画の実施に必要な金額として内閣府令・財務省令で定める金額（第二十条第一項に規定する民間公益活動促進業務（第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第二号において単に「民間公益活動促進業務」という。）に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」という。）を内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体（第十八条第二項第五号並びに第十九条第二項第三号口及びハにおいて単に「指定活用団体」という。）に交付し、なお残余があると

**第四条** 金融機関は、前条第一項の規定による公告をした日から二月を経過した休眠預金等があるときは、当該公告をした日を基準として主務省令で定める期限（前条第三項各号に掲げる事由、預金等の払戻しの停止その他の当該休眠預金等に係る債権を消滅させることが適当でないと認められる事由として主務省令で定める事由がある場合にあっては、主務省令で定める期限。以下この項及び次条第一項において「納期限」という。）までに、その納付の日（納期限までに納付が行われなかつた場合にあっては、当該納期限）において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権（元本及び利子等に係るものに限る。以下同じ。）の額に相当する額として主務省令で定める額の金銭（以下「休眠預金等移管金」という。）を、預金保険機構に内才へよげしうよこへ。

する場合を含む。)の規定により発行される  
債券を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法  
(平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規  
定による商工債(同法附則第三十七条の規  
定により同法第三十三条の規定により発行さ  
れた商工債とみなされたものを含む。)、信用用  
金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)  
第五十四条の二の四第一項の規定による全国  
連合会債並びに農林中央金庫法(平成十三年  
法律第九十三号)第六十条の規定による農林  
債(以下この号において「長期信用銀行債等  
等」という。)の発行により払込みを受けた  
金銭(長期信用銀行債等(割引の方法により  
発行されるものを除く。)の利子  
前項第五号に掲げる金銭に係る休眠預金等移  
管金については、当該金銭に係る金銭信託の信  
托者からの支拂う。

備その他の措置を講じなければならない。

内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に對し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

預金保険機構は、次条第二項に規定する休眠預金等に係る預金者等であつた者から同項に規定する休眠預金等代替金（既に支払が行われたものを除く。）に係る休眠預金等に関する第一項の規定により提供を受けた情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

前項の求めは、預金保険機構から委託を受けた第十条第一項に規定する支払等業務（次条第四項において単に「支払等業務」という。）を行ふ金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

事務所（前項に規定する場合にあつては、同項の規定による）の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うものにおいてしなければならない。ただし、預金保険機構（同項に規定する場合には、同項の規定による）が受けた金融機関と当該支払の請求を行ふ者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

（休眠預金等交付金の交付等）

**第八条** 預金保険機構は、毎事業年度、前事業年度において第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金に相当する額（この条に規定する休眠預金等交付金の交付に充てるためこの条に規定する資金の取崩しについて内閣総理大臣及び大臣の承認を受けた場合においては、当該額にその承認を受けた額を合算して）を算定する。

条第二項に規定する協同組織金融機関をい  
う。)については金融機関等の更生手続の特  
例等に関する法律第四条第二項に規定する更  
生計画をいう。)による変更がなされた後の  
第一項の預金等に係る債権の額が確定してい  
ないときにおいては、当該額の確定)

四　その他主務省令で定める事由　当該事由に  
関して主務省令で定める事由

金融機関は、預金者等から当該預金者等に係  
る第一項の預金等に関して同項各号に掲げる事  
項その他主務省令で定める事項について情報の  
提供を求められた場合には、その求めに応じな  
ければならない。

付信託を含む。以下この号及び次項において単に「金銭信託」という。)に係る信託契約により受け入れた金銭 当該金銭に係る金銭信託の収益の分配 六 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定社債等(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第一百四十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項

**第六条** 金融機関は、第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の納付に際し、主務省令で定めるところにより、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等に係る預金者等の氏名又は名称、預金等の種別、預金等に係る債権の内容その他の当該休眠預金等に係る情報として主務省令で定める情報を、預金保険機構に対して、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により提供しなければならない。

金融機関は、前項の申出について預金者等からあらかじめ委任を受けることができない。ただし、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による休眠預金等に係る債権の消滅がなかつたとしたならば異動に該当することとなる事由又は休眠預金等代替金に係る債権の行使が期待される事由として主務省令で定める事由が生じたことを条件として委任を受けるものについては、この限りでない。

第二項の申出及び支払の請求は、預金保險機構から委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合にあっては、当該金融機関を通じて行わなければならぬ。

交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

## 第二節 預金保險機構の業務の特例等

**第九条** 預金保険機構（預金保険機構の業務の特例）

か、第一条の目的を達成するため、次の業務（以下「休眠預金等管理業務」という。）を

う。一第四条第一項の規定による納付された本

二 第四条第一項の規定により給付された預金等移管金の収納

## 二 第六条第一項の規定により提供された情報の保管

第六条第四項の規定による当該情報の提供  
第七条第二項の規定により請求された休止

五 第八条の規定による本預金等交付金

## 五 第八条の規定による休眠預金等交付金 交付

第六十一条の規定による手数料の支払  
前各号に掲げる業務に附帯する業務

(支払等業務の委託)  
第十条　幾萬は、本員預金等多管金を納付

**第一条** 本規則は、預金等の積み立てに係る債務（以下「融機関」といふ）（当該金融機関から預金等に係る債務

承継した金融機関がある場合にあつては、当該休眠預金等移管金（金融機関）に対し、当該休眠預金等移管金に

する前条第二号から第四号までに掲げる業務  
びこれらの業務に附帯する業務（以下「支

等業務」という。)の全部又は一部を委託すること。

2 前項の金融機関は、機構から同項の委託のことができる。

出を受けたときは、機構と当該委託に係る契約をしなければならない。

3 機構は、前項の委託に係る契約の条項については、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣

ではあらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更

4 第一項の金融機関は、機構と第二項の委託  
ようとするととも、同様とする。

係る契約をしたときは、他の法律の規定にかわらず、当該契約に基づく業務を行うことが

（註）此謂其「急」，美利在後事。然亦有之。

5 金融機関代理業者（銀行法第二条第十五項）規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十

条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定

る信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に  
に関する法律（昭和二十四年法律第八十十三  
号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合  
代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二  
百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する  
労働金庫代理業者、株式会社商工組合中央金庫  
法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る  
契約の相手方、農業協同組合法第九十二条の二  
第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産  
業協同組合法第六条第三項に規定する特定信  
用事業代理業者、農林中央金庫法第九十五条の  
二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並び  
に農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に  
よる信用事業の再編及び強化に関する法律（平  
成八年法律第八十号）第四十二条第三項の認  
可に係る業務の代理を行うこと法第二条第一項第  
一号に規定する特定農業協同組合、同項第三  
号に規定する特定漁業協同組合及び同項第五号に  
規定する特定水産加工業協同組合をいう。次  
項、第四十三条第二項及び第二項並びに第四十  
四条第一項において同じ。）は、他の法律の規  
定にかかるわらず、第一項の規定による支払等業  
務の委託を受けた金融機関から当該業務の一部  
の再委託を受け、当該業務を行うことができる。  
（手数料）

勘定（次条において「休眠預金等管理勘定」といふ。）を設けて整理しなければならない。  
**第十四条** 機構は、休眠預金等管理勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、休眠預金等代替金の支払に要する費用の支出に充てるべき準備金を計算し、これを積み立てなければならない。  
（借入金）  
**第十五条** 機構は、休眠預金等管理業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。  
2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。  
**第三章 休眠預金等交付金に係る資金の活用**  
**第一節 総則**  
**（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）**  
**第十六条** 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題問題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を認めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。  
2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した扱い手の育成に資するとともに、金融機関・政府関係金融機関等が行う金融・民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。  
3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。  
4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが大都市その他特定の地域に集中することは、これが大都市その他特定の地域に集中したことのないように配慮されなければならない。

<p>(公益に資する活動の定義等)</p> <p><b>第十七条</b> 前条第一項の「公益に資する活動」は、次に掲げる活動をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 子ども及び若者の支援に係る活動</li> <li>二 日常生活又は社会生活を営む上での困難有する者の支援に係る活動</li> <li>三 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動</li> <li>四 前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動</li> </ol> <p>内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>休眠預金等交付金に係る資金は、これが次各号のいずれかに該当する団体に活用されるとのないようになければならない。</p> <p>一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及ぶ信者を教育成することを主たる目的とする団体</p> <p>二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体</p> <p>三 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者に係る公職に就くことを希望する者を含む。）若しくはは該職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体</p> <p>四 暴力団（暴力団による不当な行為の防除に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次ににおいて同じ。）</p> <p>五 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にある団体</p>	<p>休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方針を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮されるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

内閣総理大臣は、第一項の認可をした民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その民間公益活動促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

**(役員の選任及び解任)**

指定活用団体の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第二十四条** 指定活用団体の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、前条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程に違反する行為をしたとき又は民間公益活動促進業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、指定活用団体に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

**(役員及び職員の地位)**

民間公益活動促進業務に従事する指揮監督官員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

**(事業計画等)**

指定活用団体は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、基本計画に即してその事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 指定活用団体は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

4 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

**(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)**

**第二十七条** 指定活用団体は、休眠預金等交付金を民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費

その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。

2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

**(帳簿の備付け等)**

指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

**(運用資金の運用等)**

指定活用団体は、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもってこれに充てるものとする。

**第二十九条** 指定活用団体は、次の場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)の保有

二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 その他前二号に準るものとして内閣府令で定める方法

3 指定活用団体は、運用資金の運用によつて生じた利子その他の収入金を民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に充ててなお剩余があるときは、これを運用資金に組み入れるものとし、当該組み入れた額を限度として、民間公益活動促進業務に必要な経費に充てるため、運用資金を取り崩すことができる。

4 内閣総理大臣は、前三項に規定するもののか、運用資金の運用その他運用資金に関し必要な事項を定めることができる。

**(内閣総理大臣の納付命令)**

第三十条 内閣総理大臣は、運用資金の額が民間公益活動促進業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合その他内閣府令で定める場合は、内閣府令で定めるところにより、指定活用団体に対し、速やかに、交付を受けた休眠預金等交付金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付すべきことを命ずることができる。

**(監督命令)**

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、指定活用団体に對し、民間公益活動促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

**(業務の休廃止)**

内閣総理大臣が前項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可したときは、同項の指定活用団体に係る指定は、その効力を失う。

**(第三十二条)** 指定活用団体は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、民間公益活動促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

**(第三十三条)** 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行つたとき。

4 指定活用団体は、前項の規定により指定を取り消し、又は民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

**(指定を取り消した場合等における措置等)**

内閣総理大臣は、前項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、従前の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が継承する。

**(第三十四条)** 第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、従前の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が継承する。

**(第三十五条)** 内閣府に、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**(休眠預金等活用審議会の設置)**

審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針に關し、第十八条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を處理すること。

二 基本計画に關し、第十九条第三項に規定する事項を處理すること。

三 基本計画に關し、第十九条第六号の規定する事項を處理すること。

四 指定活用団体の事業計画及び収支予算に関する事項を處理すること。

五 前各号に規定する事項その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要な事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

**(第三十六条)** 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)

3 専門委員は、民間公益活動に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

**(第三十七条)** 委員は、民間公益活動に関する事項に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

**(第三十八条)** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

の他所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

**(第四節 休眠預金等活用審議会)**

その他の内閣府令で定める事務に要する経費を

2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

3 指定活用団体の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、指定活用団体の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、前条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程に違反する行為をしたとき又は民間公益活動促進業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、指定活用団体に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

**(役員の選任及び解任)**

指定活用団体の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、指定活用団体の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、前条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程に違反する行為をしたとき又は民間公益活動促進業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、指定活用団体に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

**(事業計画等)**

指定活用団体は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、基本計画に即してその事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 指定活用団体は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

4 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

**(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)**

**第二十七条** 指定活用団体は、休眠預金等交付金を民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費



三十三号) 第二条第五項に規定する預金等と、機構については、同法第五条第一項第五号の権利行使の届出を受理し、又は同法第四章の定めるところにより同法第二条第五項に規定する被害回復分配金を支払う金融機関とそれぞれみなして、同法(第三十五条及び第三十六条を除く。)の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(民事執行法及び民事保全法の特例等)

**第四十七条** 機構の委託を受け支払等業務を行う金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機関が当該業務において取り扱うものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分(その例による処分を含む。)又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの(第三項においてこれらを「強制執行等」という。)については、機構が送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。

前項の規定は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第十六条並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第六条の二及び同法第四十六条において準用する民事執行法第十六条第一項から第四項までの規定の適用を妨げない。

3 第一項に規定するほか、同項の金融機関は、強制執行等に関する事項(訴え又は執行抗告に係る手続を除く。)について機構を代理する。(政府による周知等)

**第四十八条** 政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつゝ、休眠預金等に係る資金を民間活動促進業務に活用するとのことの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 機構は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、支払等業務の委託先に関する事項を公表するとともに、毎年少なくとも一回、休眠預金等移管金の納付の状況、休眠預金等代替金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。

**第五十条** この法律における行政府は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。(行政庁)

第一号 この法律における行政府は、次の各号に定める。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関及び指定活用団体	内閣総理大臣
二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関	内閣総理大臣及び厚生労働大臣
三 第二条第一項第九号に掲げる金融機関	公社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣
四 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる金融機関	農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁
五 第二条第一項第十二号から第十五号までに掲げる金融機関	水産業協同組合法第一百二十一条第一項に規定する行政庁
六 第二条第一項第十六号に掲げる金融機関	農林水産大臣及び内閣総理大臣

第五十一条	この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。(権限の委任)
第五十二条	内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。
一	第三章の規定による権限
二	第四十三条及び第四十四条の規定による権限のうち指定活用団体に係るもの
三	その他政令で定めるもの

第五十三条	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(経過措置)
第五十四条	この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二	第三十二条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
三	第二十九条第二項の規定による違反したときの罰金を、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれららの書類を提出したときは、五十万円以下の過料に処する。
四	第二十六条第四項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたことを受けなければならない場合において、その認可を受けなければならぬとき。
五	第三十一条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

六月を超えない範囲内において政令で定める日  
 三 第三章（第三節を除く。）及び附則第六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置））  
**第二条** この法律の規定は、施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く。）について適用する。  
 施行日において現に存する預金等であつて当該預金等に係る金融機関において施行日における当該預金等に係る最終異動日等を把握することができ困難なものがあるときは、当該金融機関は、主務省令で定めるところにより選別した預金等を施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことができる。  
 3 第八条の規定は、施行日から二年を超えない範囲内において政令で定める日の属する機関の事業年度から適用する。この場合において、当該事業年度における同条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「前事業年度及び附則第二条第三項に規定する政令で定める日の属する事業年度中の内閣府令・財務省令で定める日までの間」とする。  
 4 金融機関は、施行日前においても、第二条の申請その他のこの法律の規定に基づく業務を行ったために必要な行為をすることができる。  
 行政者は、前項の規定により第二条第四項第一号の認可の申請があつた場合には、同号の規定により、施行日前においても、その認可をすることができる。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。  
 機構は、前条第二号に規定する政令で定める例においても、休眠預金等管理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。  
 （民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に係る特例）  
**第三条** 第二十条第一項の規定による指定がされた日から同日以後十年を経過する日の属する特定活用団体の事業年度の末日までの間は、第二

十七条第一項中「経費（人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。）」とあるのは、「経費」とする。（政令への委任）  
**第八条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め（検討）  
**第九条** この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。  
**附 則**（平成三十一年一月一四日法律第九十五条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（昭和三十八年法律第二百五十九号）第五記法（昭和三十八年法律第二百五十九号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定（施行期日）  
**第一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）  
**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）  
**第一百五十五条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一号**（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）  
**附 則**（令和四年六月一〇日法律第六一条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定及び附則第三条の改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（基本方針等の変更に関する経過措置）  
**第二条** 内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「新法」という。）第十八条の規定の例により、基本方針（同条第一項に規定する基本方針をいう。次項において同じ。）を変更することができる。  
**第一号**（施行期日）  
**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和五年六月一四日法律第五三条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和五年六月一四日法律第五三条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和五年六月一四日法律第五三条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則**（令和五年六月一四日法律第五三条号）抄（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十六条规定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

---

し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

---